

入札説明書

京都府旅券事務所順番待ちシステムの構築・運用等業務に係る入札公告(令和6年6月25日付け京都府ホームページ掲載。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年6月25日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府国際課国際化推進係(京都府庁第1号館2階)
電話番号 (075)414-4312
E-mail: kokusai@pref.kyoto.lg.jp
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府旅券事務所順番待ちシステムの構築・運用等業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「京都府旅券事務所順番待ちシステムの構築・運用等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
 - (3) 業務を行う日
契約締結日から令和7年3月31日まで
 - (4) 業務を行う場所等
京都府旅券事務所
住所:京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 901 番地 京都駅ビル8階
- 5 入札説明書及び仕様書の交付期間
 - (1) 交付期間
令和6年6月25日(火)から令和6年7月11日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
 - (2) 交付方法
原則、(1)の期間に、京都府のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、3の担当部局に問い合わせの上、入手すること。
直接交付を受ける場合、(1)の期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)の間に交付する。
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
 - (3) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前1営業年度以上の営業実績を有する者
 - (4) 申請書又はその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者(次のアからキまでのいずれかに該当した者であって、その事実が無くなった後2年間を経過しない者を含まない。)
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含まない。)
- (7) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者
- (8) 設置する機器及びシステムについて、仕様書内「3業務の内容(1)順番待ちシステムの構築要件①～⑭」を満たすことがわかる書類を提出できる者
- (9) 地方公共団体を契約の相手方として、過去に本業務と同等の業務を行った実績を有する者

7 入札参加資格審査の申請手続

入札参加資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

5の(1)に同じ。

イ 交付方法

5の(2)に同じ。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

5の(1)に同じ。

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合

アの期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

(イ) 郵送の場合

書留郵便でアの期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ) 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書(別記第2号様式)

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 営業経歴書及び営業実績調書(別記第3号様式)

(オ) 取引使用印鑑届(別記第4号様式)

(カ) 法人にあっては審査基準日の直前の1営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書)及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

(キ) 権限を営業所長等に委任する場合には委任状(別記第5号様式)

(ク) 誓約書(別記第6号様式)

(ケ) 6の(8)に該当することが確認できる書類又はその写し(任意様式)

(コ) 過去の同等業務受託実績調書(別記第10号様式)

オ 資料の提出等

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、入札参加資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 入札参加資格を有する者の名簿への登載等

入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認定された者は、京都府旅券事務所順番待ちシステムの構築・運用等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

10 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、9による入札参加資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

11 変更届

申請書等を提出した者(8の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第7号様式)により当該変更に係る事項を知事に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

12 入札参加資格の承継

(1) 入札参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(7に該当しない者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により入札参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別記第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、入札参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

13 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 入札参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14 質問の受付・回答

入札者は、仕様書並びに契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質問書(別紙様式1)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問書

- ア 提出期限 令和6年7月1日(月) 正午まで
- イ 提出方法 3の担当部局のメールアドレスまで提出すること
- (2) 回答
 - ア 回答書は、令和6年7月4日(木)に京都府のホームページに掲載する。
 - イ 回答書の内容は仕様書の一部として入札条件になる。

15 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時 令和6年7月26日(金) 午前10時
 - イ 場所 入札室(京都府庁第1号館1階入札室内)
- (2) 入札の方法
 - ア 入札書(別紙様式2)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「7月26日開札 京都府旅券事務所順番待ちシステムの構築・運用等業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
 - ウ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式3)を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなければならない。
 - エ 入札参加資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
 - オ 入札回数は2回までとする。
 - カ 入札参加資格審査結果通知又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
 - キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
 - ク 入札参加資格を有する者で、入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届(別記第9号様式)を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (4) 入札者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者等が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (7) 入札書に記載する金額
落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者等は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札
 - ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。
 - イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (9) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札条件に違反した者
- コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、立会職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- イ 落札者が決定通知のあった日から 10 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

17 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

18 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

19 契約書の作成の要否

要(別紙委託契約書案により作成するものとする。)

20 その他

- (1) 1から 19 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 入札者は、関係職員から請求があった場合は積算根拠を示す資料を提示すること。